

「ご契約のしおり・約款」に関するお知らせ

「ご契約のしおり・約款」中、約款に規定する「対象となる感染症」に関する別表を下記の内容に差し替え、約款に規定する「対象となる感染症」に新型コロナウイルス感染症も含める取扱とする旨（下線部分）を追加する改定を行いました。今回の改定により、特定疾病不支払方法、特定部位不支払方法による特別条件付契約において、新型コロナウイルス感染症を原因として支払事由に該当された場合には、不支払の取扱をしないこととします。

ご一読のうえ、「ご契約のしおり・約款」とともに保管いただきますようお願いいたします。

別表 対象となる感染症

1. 対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I CD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04
(注) 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。	

2. 上記1.のほか、対象となる感染症には、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）を含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項に定める1類感染症、同第3項に定める2類感染症、同第4項に定める3類感染症および同第8項に定める指定感染症のいずれにも該当しなくなった場合には、対象となる感染症に含めないものとします。